

社労士実務セミナー

～働き方改革関連法

見落としがちな盲点！～

「健康情報取扱規程」

すべての企業

19年4月策定義務化！？

皆様、2019年4月からスタートした「健康情報取扱規程」の策定義務化についてご存知でしょうか？

第一弾となる「働き方改革関連法」は「時間外労働の上限規制」や「同一労働同一賃金」などが大きく取り上げられ、労働安全衛生法の改正はやや陰に隠れた感じとなっています。

しかし労働安全衛生法の改正内容も重要なものが含まれています。その中でも従業員の健康情報の取扱いにあたって、企業は適切な管理措置を講じなければならないとする改正は、大小問わず、すべての企業に対して作成が義務付けられたもので準備がまだという場合、対応を急ぐ必要性があります。法が施行されたものの、その詳細は広く周知されていないのが実情です。

今回のセミナーでは、2019年3月に厚生労働省から公開された「事業場における労働者の健康情報等の取扱規程を策定するための手引き」内容のご紹介を中心に、日頃の産業保健活動において、従業員の健康情報をどのように適正に取り扱っていったら良いか、ルール作りにあたり、考え方をわかりやすく解説させていただきます。

本テーマにご関心をお持ちの皆様、是非ご参加を賜り、今後の取り組みにご活用いただければ幸いです。この機会をお見逃しなく！！

総務・人事・管理職
ご担当者 必見！

講師：社会保険労務士法人 法改正研究所
加藤 正紀 氏

千葉大学文学部卒業、社会保険労務士法人 法改正研究所 代表。
大学卒業後、大手法律出版社にて、厚生労働省を担当、労働基準法など労働分野の書籍編集に従事。毎日、法律・法改正の新聞「官報」が回覧される職場で、法律ができて改正されていくプロセスを詳しく学ぶ。その後、複数の社労士事務所にて、主として中堅・大企業向け労務相談業務や社会保険手続を軸とした業務プロセス改善提案に携わる。20年以上の実務経験を通して、従業員数約5,000名の大手企業から従業員数1名の中小企業まで約200社、携わった手続や相談件数は約1万件以上に及ぶ。



日 時：2019年6月20日(木) 14:00～16:00 (受付開始13:30～)

会 場：さんぎょうい(株) セミナールーム
東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
新宿NSビル6F (Dエレベーター)

定 員：60名様 ※1社につき3名様まで。
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

参加料：無料 (初めてのの方は名刺をお持ちくださいますよう、お願い致します)

6月
開催

社労士実務セミナー

～働き方改革関連法 見落としがちな盲点！～

対象 : 総務・人事・管理職

お申込み方法 : 本セミナーは事前登録制です。セミナーへの参加は、
さんぎようい(株)セミナーHP[お申込みフォーム](#)よりお願いいたします。
(定員に達し次第、受付終了とさせていただきますので予めご了承下さい)

主催 : さんぎようい株式会社

【会場ご案内】

◆電車・徒歩での場合

- ・ JR線・京王線・東京メトロ丸の内線 新宿駅「南口」または「西口」より徒歩8分
- ・ 都営地下鉄線（新宿線）・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩7分
- ・ 都営地下鉄線（大江戸線） 都庁前駅「A3出口」より徒歩6分

